

議案第61号

平成26年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成26年度鴨川市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度鴨川市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
		収	入	
第1款	事業収益	786,953 千円	1,460 千円	788,413 千円
第2項	医業外収益	22,684 千円	1,460 千円	24,144 千円
		支	出	
第1款	事業費	809,070 千円	1,460 千円	810,530 千円
第1項	医業費用	765,639 千円	1,460 千円	767,099 千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,882千円は、過年度分損益勘定留保資金 24,218千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,664千円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
		支	出	
第1款	資本的支出	24,612 千円	1,270 千円	25,882 千円
第1項	建設改良費	21,202 千円	1,270 千円	22,472 千円

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	568,048 千円	1,460 千円	569,508 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	平成27年度	687
自家用電気工作物の保安管理業務に係る委託料	自 平成27年度 至 平成29年度	778
消防防災設備の保守点検に係る委託料	自 平成27年度 至 平成29年度	584

平成26年12月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

予 算 に 関 す る 説 明 書

1)	予 算 の 実 施 計 画	1
2)	予定キャッシュ・フロー計算書	3
3)	給 与 費 明 細 書	4

1) 平成26年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説 明	
						節	金額
1 事業収益			786,953	1,460	788,413		
	2 医業外収益		22,684	1,460	24,144		
		5 負担金交付金	0	1,460	1,460	交付金	1,460

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説 明	
						節	金額
1 事業費			809,070	1,460	810,530		
	1 医業費用		765,639	1,460	767,099		
		1 給与費	547,511	1,460	548,971	賃金	1,460

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説 明	
						節	金額
1 資本的支出			24,612	1,270	25,882		
	1 建設改良費		21,202	1,270	22,472		
		1 有形固定資産購入費	21,202	1,270	22,472	医療器械等購入費	1,270

2) 平成26年度鳴川市病院事業会計補正(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は純損失)	△ 22,117	0	△ 22,117
減価償却費	39,947	0	39,947
引当金の増減額 (△は減少)	22,668	0	22,668
長期前受金戻入額	△ 10,930	0	△ 10,930
有形固定資産除却損	866	0	866
未収金の増減額 (△は増加)	△ 10,000	0	△ 10,000
未払金の増減額 (△は減少)	△ 6,926	0	△ 6,926
たな卸資産の増減額 (△は増加)	606	0	606
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>14,114</u>	<u>0</u>	<u>14,114</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 21,202	△ 1,270	△ 22,472
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 21,202</u>	<u>△ 1,270</u>	<u>△ 22,472</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,410	0	△ 3,410
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 3,410</u>	<u>0</u>	<u>△ 3,410</u>
資金減少額	△ 10,498	△ 1,270	△ 11,768
資金期首残高	263,561	△ 17,697	245,864
資金期末残高	<u>253,063</u>	<u>△ 18,967</u>	<u>234,096</u>

### 3) 給 与 費 明 細 書

#### 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	損益勘定支弁職員	12	44	150	179,413	128,979	148,748	457,290	112,218	569,508
	資本勘定支弁職員							0		0
	計	12	44	150	179,413	128,979	148,748	457,290	112,218	569,508
補 正 前	損益勘定支弁職員	12	44	150	179,413	127,519	148,748	455,830	112,218	568,048
	資本勘定支弁職員							0		0
	計	12	44	150	179,413	127,519	148,748	455,830	112,218	568,048
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	1,460	0	1,460	0	1,460
	資本勘定支弁職員							0		0
	計	0	0	0	0	1,460	0	1,460	0	1,460

## 2 一般職

### (1) 手当の内訳

区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
補正後	3,576	3,984	21,156	2,640	6,942	480	0	2,102	52,306	27,695	1,404	7,977
補正前	3,576	3,984	21,156	2,640	6,942	480	0	2,102	52,306	27,695	1,404	7,977
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	初任給調整手当 (千円)	合計 (千円)
補正後	18,486	148,748
補正前	18,486	148,748
比較	0	0



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0		
		昇給に伴う 増 加 分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	0	制度改正に伴う 増 減 分	0		
		その他の増減分	0		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
平成 26年11月1日 現在	平均給料月額(円)	331,553			482,200	322,374	304,921
	平均給与月額(円)	390,741			1,095,633	370,976	356,828
	平均年齢月数(歳)	45.6			46.4	47.3	46.1
平成 26年2月1日 現在	平均給料月額(円)	302,814			443,199	304,187	287,402
	平均給与月額(円)	356,556			1,057,026	364,324	350,218
	平均年齢月数(歳)	44.11			46.5	48.3	46.9

イ 初任給

区 分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 146,200	(円) 137,200 ~ 157,600	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円) 161,200	旧中5卒 (円) 160,900
	大学卒	174,200			312,300	180,300	206,200
国	高校卒	140,100	137,200	短大卒		短大卒 156,000	旧中5卒 153,300
	大学卒	172,200			237,700	178,200	201,100

ウ 級別職員数

区	分	行政職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表(一)適用職員		医療職給料表(二)適用職員		医療職給料表(三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職		適用職員		(一)適用職員		(二)適用職員		(三)適用職員	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 26年11月1日 現在	8級												
	7級	1	25.0										
	6級												
	5級	1	25.0						1	10.0			
	4級	1	25.0						6	60.0	3	13.0	
	3級							1	16.7	2	20.0	11	47.8
	2級	1	25.0					4	66.6	1	10.0	8	34.8
	1級							1	16.7			1	4.4
	計	4	100.0					6	100.0	10	100.0	23	100.0
平成 26年2月1日 現在	8級												
	7級	1	25.0										
	6級												
	5級	1	25.0						1	11.1			
	4級	1	25.0						5	55.6	5	21.7	
	3級							1	16.7	2	22.2	10	43.5
	2級	1	25.0					3	50.0	1	11.1	8	34.8
	1級							2	33.3				
	計	4	100.0					6	100.0	9	100.0	23	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級					
7級	事務長、主幹				
6級	次長				
5級	係長、主査			技師長、係長	看護師長 保健師長
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任看護師 主任保健師、主査
3級	主任主事、主任技師		病院長	技師	主任看護師、主任保健師 主任准看護師、看護師、保健師
2級	主事、技師		副院長、医長	技師	看護師、准看護師 保健師
1級	主事、技師		医師	技師	准看護師

エ 昇給

区 分	合 計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職 員 数 (A) (人)	42	4			6	10	22
昇給に係る職員数 (B) (人)	39	4			4	9	22
	1号給 (人)	9	1		2	3	3
	2号給 (人)						
	3号給 (人)	1					1
	4号給 (人)	29	3		2	6	18
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	92.9	100.0			66.7	90.0	100.0

備 考 平成26年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 ( 月 分 )	職 務 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 ( 月 分 )	12 月 ( 月 分 )			
補 正 後	1. 9	2. 0 5	3. 9 5	有	
補 正 前	1. 9	2. 0 5	3. 9 5	有	
国 の 制 度	1. 9	2. 0 5	3. 9 5	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する比率 (%) (平成26年11月1日現在)	12.09
支給対象職員の比率 (%) (平成26年11月1日現在)	93.02
代表的な特殊勤務手当の名称	医療危険手当、夜間看護手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	異	・ 自宅の場合 国においては支給なし
通 勤 手 当	異	・ 電車、バスを利用する場合 支給限度額が国と異なる ・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる